

第789回むつ市教育委員会会議

規則等の一部改正議案 新旧対照表

目

次

議案第 1 号	むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則新旧対照表	1
議案第 2 号	むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表	3
議案第 3 号	むつ市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表	7
議案第 6 号	むつ市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表	9
議案第 8 号	むつ市防災食育センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表	1 1

議案第1号

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 特別職及び職員の旅費、報酬に関すること。</p> <p>(28)～(57) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 特別職及び職員の旅費、<u>日当</u>、報酬に関すること。</p> <p>(28)～(57) (略)</p> <p>(略)</p>

議案第2号

むつ市教育委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案							現 行						
別表（第5条関係）							別表（第5条関係）						
公印の名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	保 管 責任者	公印の名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	保 管 責任者
(略)							(略)						
〃	むつ市教育委員会教育長之印川内証明用	〃	21	1	〃	川内庁舎 総合課長	〃	むつ市教育委員会教育長之印川内証明用	〃	21	1	〃	川内庁舎 市民福祉課長
〃	むつ市教育委員会教育長之印大畑証明用	〃	21	1	〃	大畑庁舎 総合課長	〃	むつ市教育委員会教育長之印大畑証明用	〃	21	1	〃	大畑庁舎 市民福祉課長
〃	むつ市教育委員会教育長印脇野沢証明用	〃	21	1	〃	脇野沢庁舎 総合課長	〃	むつ市教育委員会教育長印脇野沢証明用	〃	21	1	〃	脇野沢庁舎 市民福祉課長
(略)							(略)						
図書館長の印	むつ市立図書館長印	〃	21	1	〃	図書館長	図書館長の印	むつ市立図書館長印	〃	21	1	〃	図書館長
教育研修センター所長の印	むつ市教育研修センター所長の印	〃	21		〃	教育研修センター 所長	視聴覚ライブラリー館長の印	むつ市視聴覚ライブラリー館長の印	〃	21	1	〃	中央公民館長

防災食育センター所長の印	むつ市防災食育センター所長の印	〃	21	1	〃	防災食育センター所長
(略)						
〃	青森県むつ市立第三田名部小学校之印	〃	45	1	〃	〃
(略)						
〃	青森県むつ市立脇野澤中学校之印	〃	54	(略)		
学校長の印	青森県むつ市立第一田名部小学校校長	〃	21	(略)		
〃	青森県むつ市立第二田名部小学校校長印	〃	21	(略)		
(略)						

教育研修センター所長の印	むつ市教育研修センター所長の印	〃	21	1	〃	教育研修センター所長
給食センター所長の印	むつ市大畑学校給食センター所長印	〃	18	1	〃	大畑学校給食センター所長
下北自然の家所長の印	むつ市下北自然の家所長の印	〃	21	1	〃	生涯学習課長
(略)						
〃	青森県むつ市立第三田名部小学校之印	〃	45	1	〃	〃
〃	青森県むつ市立奥内小学校印	〃	45	1	〃	奥内小学校校長
(略)						
〃	青森県むつ市立脇野澤中学校之印	〃	53	(略)		
学校長の印	青森県むつ市立第一田名部小学校校長	〃	20	(略)		
〃	青森県むつ市立第二田名部小学校校長印	〃	20	(略)		
(略)						

〃	青森県むつ市立 第三田名部小学 校長印	〃	21	1	〃	第三田名 部小学校 長
〃	青森県むつ市立 関根小学校長印	〃	21	(略)		
(略)						
〃	青森県むつ市立 田名部中学校長 之印	〃	21	(略)		
(略)						
〃	青森県むつ市立 関根中学校長之 印	〃	21	(略)		
(略)						
〃	青森県むつ市立 脇野澤中学校長 印	〃	21	(略)		
校長職務代 理者の印	青森県むつ市立 第一田名部小学 校長職務代行者 印	〃	21	(略)		
〃	青森県むつ市立 第二田名部小学 校長職務代理者	〃	21	(略)		

〃	青森県むつ市立 第三田名部小学 校長印	〃	21	1	〃	第三田名 部小学校 長
〃	青森県むつ市立 奥内小学校長印	〃	21	1	〃	奥内小学 校長
〃	青森県むつ市立 関根小学校長印	〃	20	(略)		
(略)						
〃	青森県むつ市立 田名部中学校長 之印	〃	20	(略)		
(略)						
〃	青森県むつ市立 関根中学校長之 印	〃	20	(略)		
(略)						
〃	青森県むつ市立 脇野澤中学校長 之印	〃	18	(略)		
校長職務代 理者の印	青森県むつ市立 第一田名部小学 校長職務代行者 印	〃	20	(略)		
〃	青森県むつ市立 第二田名部小学 校長職務代理者	〃	20	(略)		

	印					
”	青森県むつ市立 第三田名部小学 校長職務代理者 之印	(略)				

	印					
”	青森県むつ市立 第三田名部小学 校長職務代理者 印	(略)				

むつ市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関すること</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p>

議案第6号

むつ市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 協働本部は、<u>すくすくサポートプランむつ(第3期子ども・子育て支援事業計画)</u>を踏まえ、放課後子ども教室の充実と福祉部局との連携の強化を図る。</p> <p>(協働本部の構成)</p> <p>第3条 協働本部は、運営委員会、統括的地域学校協働活動推進員(以下「統括的推進員」という。)、地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)、<u>協働活動リーダー</u>(以下「リーダー」という。)、協働活動サポーター(以下「サポーター」という。)、学習支援員をもって構成する。</p> <p>2 前項に規定する者のうち、統括的推進員、推進員、<u>リーダー</u>、サポーター、学習支援員については、これまでの経緯や地域の特色を踏まえた人員を配置する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 協働本部の所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 統括的推進員、推進員、<u>リーダー</u>、サポーター及び学習支援員の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 協働本部は、<u>むつ市新・放課後子どもプラン推進計画</u>を踏まえ、放課後子ども教室の充実と福祉部局との連携の強化を図る。</p> <p>(協働本部の構成)</p> <p>第3条 協働本部は、運営委員会、統括的地域学校協働活動推進員(以下「統括的推進員」という。)、地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)、<u>地域学校協働活動支援員</u>(以下「支援員」という。)、協働活動サポーター(以下「サポーター」という。)、学習支援員をもって構成する。</p> <p>2 前項に規定する者のうち、統括的推進員、推進員、<u>支援員</u>、サポーター、学習支援員については、これまでの経緯や地域の特色を踏まえた人員を配置する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 協働本部の所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 統括的推進員、推進員、<u>支援員</u>、サポーター及び学習支援員の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。</p>

(6)・(7) (略)

(地域学校協働活動推進員)

第7条 (略)

2 推進員は次に掲げる職務を行う。

(1)・(2) (略)

(3) リーダー、サポーター及び学習支援員との連絡調整に関すること。

(4)～(6) (略)

(協働活動リーダー)

第8条 リーダーは、協働活動に関する事項につき、教育委員会との施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、推進員の活動を補佐する。

(6)・(7) (略)

(地域学校協働活動推進員)

第7条 (略)

2 推進員は次に掲げる職務を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 支援員、サポーター及び学習支援員との連絡調整に関すること。

(4)～(6) (略)

(地域学校協働活動支援員)

第8条 支援員は、協働活動に関する事項につき、教育委員会との施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、推進員の活動を補佐する。

議案第8号

むつ市防災食育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第2条 防災食育センターに所長を置くほか、必要に応じて総括主幹、主幹、主任主査、主査、主任、主事、<u>栄養士</u>及びその他の職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 栄養士は、上司の命を受け、特定の業務に従事する。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 防災食育センターに所長を置くほか、必要に応じて総括主幹、主幹、主任主査、主査、主任、主事及びその他の職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>